早稲田アカデミー

証券コード：4718

第47回

定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

開催場所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」

➡ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

目次

第47回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
　第1号議案　剰余金の配当の件
　第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
　第3号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第4号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　第5号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件
（提供書面）
事業報告…… 44
計算書類…… 71
監査報告…… 75

証券コード　4718
2021年6月4日

株主の皆様へ

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
株式会社早稲田アカデミー
代表取締役社長　　山本　豊

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月24日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年６月24日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

日　時　**2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前９時）**

場　所　**東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19**
リーガロイヤルホテル東京　3階 「ロイヤルホール」（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

報告事項

1. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、
　連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　**剰余金の配当の件**

第２号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件**

第３号議案　**監査等委員である取締役３名選任の件**

第４号議案　**補欠の監査等委員である取締役１名選任の件**

第５号議案　**当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件**

以　上

1. ご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/data/notification.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
   ①連結株主資本等変動計算書　②連結注記表　③株主資本等変動計算書　④個別注記表
   したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
4. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/data/notification.html）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染リスクを鑑み、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をご選択いただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の際は新型コロナウイルスの感染防止のため、以下の措置を講じさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

①役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
②受付付近及び会場入口付近にアルコール消毒液を設置いたしますので、入退場の際はご利用いただきますようお願い申し上げます。
③マスクの着用と受付での検温にご協力をお願いいたします。
④発熱がある方、体調不良とお見受けする方、マスク着用・検温・手指のアルコール消毒にご協力いただけない方は、ご入場をお断りさせていただきますので予めご了承ください。
⑤感染予防のため、会場の座席は例年よりも間隔を広げた配置とさせていただく予定です。そのため、ご準備できる座席数には限りがございますので、予めご了承ください。
⑥株主総会の議事は、感染予防のため開催時間を短縮する観点から、事業報告及び議案の詳細な説明は省略させていただくことを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知記載の事業報告及び株主総会参考書類を十分にご確認いただきますようお願い申し上げます。
⑦今後の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/）に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前９時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後６時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

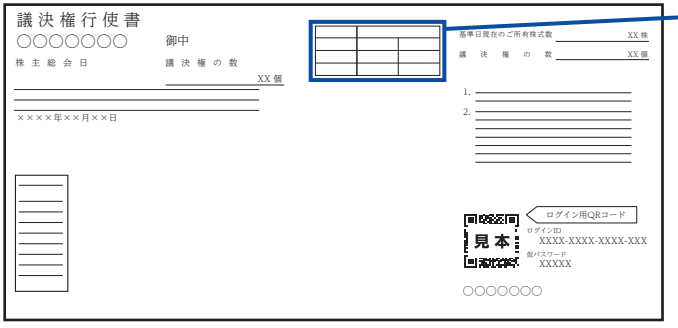

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案　**第４号議案**　**第５号議案**

- 賛成の場合→“賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合→“否”を○で囲んでください。

第２号議案　**第３号議案**

- 全ての候補者に賛成の場合→“賛”を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合→“否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合→“賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

※各議案につきましては、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

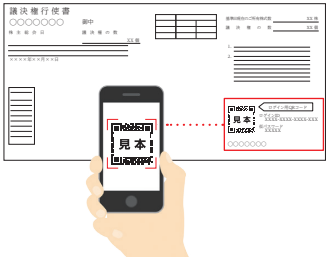

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

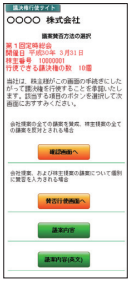

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

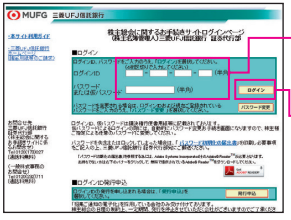

3　新しいパスワードを登録する。

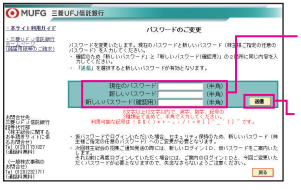

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

第1号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つと認識しており、毎年の配当金につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、収益状況に応じて配当性向も勘案の上、配当額の向上を検討していく方針であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の配当方針及び収益・財政状況等を勘案し、１株当たり15円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当と合わせますと１株当たりの年間配当金は20円となります。

(１)配当財産の種類	金銭
(２)配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき15円 総額285,186,270円
(３)剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月28日（月曜日）

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、各候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	やまもと　ゆたか 山本　豊	代表取締役社長	再任
2	いとう　まこと 伊藤　誠	取締役専務執行役員　経営推進本部長 教務本部管掌	再任
3	こうの　ようこ 河野 陽子	取締役常務執行役員　管理本部長	再任
4	あいざわ　よしひろ 相澤 好寛	取締役執行役員 教育事業第二本部長兼第六事業部長 教育事業第一本部管掌	再任
5	かわまた　まさはる 川又 政治	社外取締役	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

山本 豊（やまもと ゆたか）

（1963年6月30日生）　再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
代表取締役社長	51,200株	18/18（100%）	18年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1987年３月　当社入社
- 1991年３月　早稲田校校長就任
- 1995年10月　中央ブロック長就任
- 1997年４月　運営部長就任
- 2003年６月　取締役運営部長就任
- 2008年６月　取締役運営本部副本部長 兼運営部長就任
- 2016年６月　常務取締役運営本部長就任
- 2019年６月　専務取締役運営本部長 兼営業戦略部長就任
- 2020年３月　代表取締役社長就任（現任）

取締役候補者とした理由

運営部門の統括責任者として、商品開発、広告宣伝、マーケティング等、事業運営全般において優れた企画力と実行力を発揮し当社の事業拡大を牽引してきた経験と、社内システムの開発リーダーとしてICTの利活用を推進してきた知見を活かし、代表取締役社長として、当社グループの経営戦略を立案しその実行を推進してまいりました。今後も、これらの経験と知見を活かし、当社グループの中長期的な発展と企業価値向上の実現に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

伊藤 誠（いとう まこと）

（1971年5月1日生）　再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役専務執行役員　経営推進本部長 教務本部管掌	4,200株	18/18（100%）	5年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1994年３月　当社入社
- 1997年３月　中野富士見町校校長就任
- 2001年４月　本部ブロック長就任
- 2014年４月　大学受験部長就任
- 2016年６月　株式会社野田学園 代表取締役社長就任（現任）
- 2016年６月　取締役大学受験部長就任
- 2017年４月　取締役教務本部長 兼高校受験部長就任 教育事業本部管掌
- 2019年５月　WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD 代表取締役社長就任（現任）
- 2019年６月　常務取締役経営推進本部長 兼人材開発部長就任 教育事業本部管掌、教務本部管掌
- 2019年７月　SHINKENSHA U.S.A. INCORPORATED（現WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.）代表取締役社長就任（現任）
- 2020年３月　専務取締役経営推進本部長就任 教育事業本部管掌、教務本部管掌
- 2020年６月　取締役専務執行役員 経営推進本部長就任（現任） 教務本部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

小中学部校舎のブロック責任者及び大学受験部門の統括責任者として当社の業容拡大に貢献してきた後、教務本部、経営推進本部、教育事業本部の管掌取締役として、的確な判断力とリーダーシップで事業を推進してまいりました。また、子会社である株式会社野田学園の代表取締役として、経営環境の変化に対応した機動的なマネジメントにより業績向上を実現してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、当社グループの経営を推進し、更なる成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号
3

こうの　ようこ
河野陽子　(1957年4月14日生)

再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役常務執行役員 管理本部長	50,600株	18/18（100%）	16年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1982年３月　当社入社
- 1985年９月　中村橋校校長就任
- 1987年９月　総務部長就任
- 2000年４月　管理本部副本部長兼総務部長就任
- 2005年６月　取締役副本部長兼総務部長就任
- 2013年６月　常務取締役管理本部長
兼総務部長就任
- 2016年６月　専務取締役管理本部長
兼総務部長就任
- 2019年６月　取締役
IR・情報開示担当就任
- 2020年３月　常務取締役
管理部門担当就任
- 2020年６月　取締役常務執行役員
管理本部長就任（現任）

取締役候補者とした理由

管理部門の統括責任者として、企業体としての当社の成長発展に貢献するとともに、当社グループの経営体制整備、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を着実に推進してまいりました。総務・人事労務・ＩＲを中心とした豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、今後もこれらを活かして、当社グループの経営基盤とガバナンス体制を更に強化し、中長期的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号
4

あいざわ　よしひろ
相澤好寛　(1968年７月26日生)

再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役執行役員 教育事業第二本部長兼第六事業部長 教育事業第一本部管掌	16,600株	15/15（100%）	１年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1995年３月　当社入社
- 1997年３月　上福岡校校長就任
- 2005年３月　埼玉ブロック副ブロック長就任
- 2010年３月　城西ブロック長就任
- 2017年４月　教育事業本部副本部長兼第二事業部長就任
- 2020年３月　教育事業第二本部長兼第六事業部長就任
- 2020年６月　取締役執行役員
教育事業第二本部長兼第六事業部長就任（現任）
教育事業第一本部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

学習塾事業の収益を支える教育事業本部を管掌し、校舎の運営管理・統括指導・人材育成を担当し業績向上に貢献するとともに、難関中学受験指導のリーダーとしても卓越した指導力と実行力で実績伸長を実現し、当社グループのブランド力向上を推進してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、当社グループの経営を推進し、更なる成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号
5

かわまた　まさはる
川又 政治 (1949年7月2日生)

再任　社外　独立

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
社外取締役	4,000株	18/18（100%）	7年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1972年 4 月	株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社
1991年 2 月	TOYO INFORMATION SYSTEMS (NY) CO.,LTD. 取締役社長就任
1996年11月	OBERON SOFTWARE,INC. 取締役社長／CEO就任
2001年 1 月	TIS R&D CENTER, INC. 取締役社長就任
2003年 6 月	株式会社エス・イー・ラボ 常務取締役経営管理本部長就任
2007年 8 月	TIS株式会社 北京代表処首席代表就任
2010年 6 月	TIS株式会社常勤監査役就任
2014年 6 月	当社社外取締役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり企業経営に関与し、その豊富な経験と高い見識に基づき、幅広い視点から、当社経営の監督を行い、経営全般に対する有用な意見・提言を闊達に述べる等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしてまいりました。また、任意の報酬委員会の委員として、役員の報酬審議に携わり、適宜必要な発言をしていただいております。今後も引き続き、独立的立場から、取締役の職務執行を監督し、経営全般への助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会委員も継続いただき、役員報酬等の決定について、客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。

（注）1．取締役候補者伊藤誠氏は、当社の100%出資子会社である株式会社野田学園及びWASEDA ACADEMY UK CO.,LTD並びにWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の代表取締役社長を兼務しております。株式会社野田学園と当社は、校舎建物に関する賃貸借契約並びに管理業務及び予備校運営の支援業務に関する業務委託契約を締結しております。WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.と当社は、教材・模試の販売に関する取引きがあるほか、管理業務の指導支援に関する業務委託契約等を締結しております。

2．その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3．川又政治氏は、社外取締役候補者であります。

4．川又政治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

5．当社は、川又政治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっており、川又政治氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6．役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社における取締役及び監査役を被保険者として、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年10月に更新する予定です。

本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

①填補の対象となる保険事故の概要

役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

②保険料

保険料は全額会社負担としております。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

7．当社は、川又政治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	えんどう　ただお 遠藤 忠雄	取締役（監査等委員・常勤）	再任
2	はらぐち　まさゆき 原口 昌之	社外取締役（監査等委員）	再任　社外　独立
3	ふ　せ　ぎ　たかよし 布施木 孝叔	社外取締役（監査等委員）	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

えんどう ただお
遠藤 忠雄 (1947年12月3日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役（監査等委員・常勤）	3,700株	18/18（100%）	4年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1979年４月　ポップリベットファスナー株式会社 経理課長就任
- 1984年５月　ゼニアジャパン株式会社入社
- 1987年４月　同社管理部長就任
- 1996年７月　株式会社東京ゴム製作所入社／経理部グループ長就任
- 2000年10月　当社入社／経理部長就任
- 2013年６月　当社監査役就任
- 2017年６月　当社取締役（監査等委員・常勤）就任（現任）

取締役候補者とした理由

長年、当社及び他の会社において経理・財務部門の責任者として会計実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見と実務経験を有しておられます。監査等委員就任後は、それらの豊富な経験と知見を活かし、当社及び子会社の実効的な監査・監督を遂行してまりました。今後も引き続き、当社グループの監査体制の一層の強化に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

はらぐち まさゆき
原口 昌之 (1961年5月9日生)

再任　社外　独立

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
社外取締役（監査等委員）	ー株	18/18（100%）	4年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1996年４月　公認会計士登録
- 2000年４月　弁護士登録
- 2004年１月　原口総合法律事務所開設／代表就任（現任）
- 2008年６月　当社社外監査役就任
- 2011年10月　MRT株式会社社外監査役就任（現任）
- 2016年２月　株式会社トランザス（現株式会社ピースリー）社外取締役（監査等委員）就任（現任）
- 2017年６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士・公認会計士として企業法務並びに財務・会計に関する専門的な知識が豊富であり、他の会社の社外監査役、監査等委員である取締役としての経験から企業経営に関する見識も有しております。それらの経験と知見を活かし、独立した立場で取締役の職務執行を監督し、経営全般の監査をしていただくとともに、特に、法律面から経営に有用な助言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、現在、任意の報酬委員会委員として、役員報酬の審議に携わり、適宜必要な意見をいただいておりますが、選任された場合は、報酬委員会委員も継続いただき、役員報酬等の決定について、客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号
3

布施木孝叔（ふせぎ たかよし）（1955年３月３日生）

再任　社外　独立

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
社外取締役（監査等委員）	－株	18/18（100%）	４年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1976年９月　監査法人辻監査事務所入所
- 1983年３月　公認会計士登録
- 1988年６月　みすず監査法人社員就任
- 1997年９月　みすず監査法人代表社員就任
- 2007年７月　新日本監査法人代表社員（現EY新日本有限責任監査法人シニアパートナー）就任
- 2017年６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
  綜研化学株式会社社外監査役就任（現任）
- 2018年６月　株式会社アルファシステムズ社外監査役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として財務・会計に関する高度な専門的知識を有し、長年にわたる監査法人での企業監査の経験も豊富であることから、それらの経験と知見を活かし、独立した立場で取締役の職務執行を監督し、経営全般の監査をしていただくとともに、特に、会計面や内部統制の見地から有用な助言をいただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、現在、任意の報酬委員会委員として、役員報酬の審議に携わり、適宜必要な意見をいただいておりますが、選任された場合は、報酬委員会委員も継続いただき、役員報酬等の決定について、客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．原口昌之氏及び布施木孝叔氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．原口昌之氏及び布施木孝叔氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。なお、原口昌之氏は、当社の監査等委員である社外取締役就任前に９年間当社の社外監査役でありました。
４．当社は、遠藤忠雄氏、原口昌之氏及び布施木孝叔氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっており、各氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。
５．役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社における取締役及び監査役を被保険者として、会社法430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年10月に更新する予定です。
本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
①填補の対象となる保険事故の概要
役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。
②保険料
保険料は全額会社負担としております。
③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。
６．当社は、原口昌之氏及び布施木孝叔氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

塩野真理子（しおのまりこ）　（1967年３月30日生）　社外

所有する当社の株式の数

ー株

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1997年10月　中央監査法人入所
- 2000年４月　公認会計士登録
- 2006年７月　みすず監査法人入所
- 2007年７月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
- 2011年６月　濱組公認会計士事務所開所
- 2011年７月　税理士法人グランクスパートナーズ社員税理士就任（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	公認会計士として会計・税務に関する専門的な見識を有し、企業監査の実務経験も豊富であることから、それらの経験と知見を活かし、社外取締役して、客観的立場で経営を監督いただくとともに、監査に基づく財務・会計面からの有用な助言等を期待し補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏はこれまで会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

（注）１．塩野真理子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．塩野真理子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．塩野真理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。

４．役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社における取締役及び監査役を被保険者として、会社法430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年10月に更新する予定です。

塩野真理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は、当該保険の被保険者となります。

①填補の対象となる保険事故の概要

役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

②保険料

保険料は全額会社負担としております。

③役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

第5号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2009年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則　第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量買付行為（下記Ⅲ.2.(3)①で定義されます。以下同じとします。）に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。そして、本プランは、2009年6月26日開催の当社第35回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て継続され、その後、第38回、第41回、第44回の各定時株主総会において継続のご承認をいただき、現在に至っております。本プランの有効期間は、2021年6月25日開催予定の当社第47回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

当社は、本プランの有効期間の満了に先立ち、当社を取り巻く経営環境の変化等を勘案しつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、その在り方について検討してまいりました。かかる検討の結果、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、一部変更を加えた上で、本プランを継続すること（以下「本継続」といいます。）を取締役会で決定いたしました。つきましては、株主の皆様に本継続のご承認をお願いするものであります。本議案を株主の皆様にご承認いただけた場合、本プランの有効期間は、本株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する当社定時株主総会（2024年３月期に関する定時株主総会）の終結の時まで延長されることになります。本プランの内容は下記のとおりです。なお、本継続に際して加えられた変更は、基本方針の実現に資する特別な取り組みに関する点のほかは、本継続に関連する日付等の形式的な修正及び字句の修正のみであり、本プランの基本的な内容（スキーム等）についての変更はなく、実質的には同一内容での継続であります。

上記取締役会には、監査等委員である取締役を含む全取締役（内、社外取締役3名）が出席し、本継続につき全員一致で承認可決されております。また、監査等委員3名全員が、本プランが適正に運用されることを条件に、本継続に賛同する旨の意見を述べております。

なお、本継続にあたり、本プランにおける取締役会の判断の合理性・公正性を担保するための機関である独立委員会に、独立委員３名の選任を予定しておりますが、その内２名につきましては、本株主総会の第２号議案及び第３号議案が承認可決され、当社社外取締役として選任されることを条件として独立委員会委員に選任する予定であります。

記

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者（下記Ⅲ.2.(3) ①で定義されます。以下同じとします。）との交渉などを行う必要があると考えております。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社取締役会において決定した上記基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施してまいります。

この取組みは、下記１．の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。従って、上記Ⅰ．の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

１．当社の企業価値の源泉

当社は、1976年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、一貫して「本気でやる子を育てる」という教育理念を掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になろうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の皆様の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努め、現在では全国屈指の有名進学塾へと成長するに至りました。

このような成長を実現できたのは、時代の変遷と顧客ニーズを踏まえた独自の「合格実績戦略」の推進により、難関中学・高校への合格実績を着実に伸ばしてきたからです。合格実績を伸ばす過程において、「本気でやる子を育てる」ためには、個々の講師の努力だけではなく、講師が組織となって創意工夫することの重要性が自覚され、自主性を持つ個人からなる組織が、より

強みを発揮できるという当社の企業文化が形成されました。また、自らが掲げた高い目標に向けて本気で粘り強く努力を重ね、目標を成し遂げる達成感が共有されてきたことにより、自分たちの力で日本一の学習塾となるという目標が、従業員のモチベーションとなり、これらが更なる成長の源泉となってまいりました。しかしながら、それ以上に大きいのは、当社株主の皆様に当社の教育理念を全面的に御支持いただき、更には生徒・保護者の皆様からゆるぎない信頼を得ることができたためであります。

教育事業を行う企業として、持続的に企業価値を高めていくためには、指導技術・教材・カリキュラム・クラス運営等における高度で専門的なノウハウ、優秀な人材の育成を可能とする人事・研修制度、そこで養成された自主的に努力を重ねる優秀な講師陣などの経営資源が必要です。そして、これら経営資源が「生徒のやる気を引き出し、成績を伸ばすためのシステム」として有機的に機能する体制を維持・発展させていくことが極めて重要であります。また、これまで当社が築いてきた生徒・卒業生及びその保護者の皆様、相互の発展のために業務提携を行っている学習塾、学校法人等を含む取引先並びに従業員等の利害関係者との間の適切な信頼関係を維持することも必要不可欠です。

更には、将来に渡り、これらを一層向上させるべく、独自の教育プログラムやシステムの開発、新たな需要・市場の創造に積極的に挑戦していくことが必要となります。そして、かかる挑戦を可能とするのは、当社が培ってきた独自の企業文化を共有する従業員と経営陣によって構成される組織の力です。

このように、当社の企業価値は、教育理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものということができます。

また、当社が、かかる教育理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが具現化され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えます。

2．企業価値向上への取組み

当社のコア事業は学習塾経営であり、その事業運営においては「本気でやる子を育てる」という教育理念に基づき、単に志望校に合格することだけを目的とするのではなく、受験勉強を通じて、「自らの力で考え、困難を乗り越えていける子供たちを育てる」ことを基本方針としてまいりました。このことは、当社が収益を伸ばし企業価値を高めていくという企業体としての目的を達するのみならず、資源を持たない日本が世界の中で発展していくために最も必要とされる「優秀な人材」の育成に資することであり、広く社会貢献に繋がるものであると確信しております。当社は今後も、この基本方針に基づき、教育企業として我が国の教育の一翼を担っていくとともに、当社の企業価値を更に向上させ、株主の皆様の負託に応えていく所存です。

当社としては、このような基本方針のもと、当社の企業価値向上を実現するべく、以下のとおり、中長期の経営戦略を策定しております。引き続き、この経営戦略に基づき、既存事業の拡大・発展に留まらず、新規事業への取組みも積極的に進め、教育企業No.1への成長を目指してまいります。

(1) 既存事業に関する経営戦略

① 合格実績戦略の推進

学習塾は、教育という無形の商品を提供するサービス業であり、サービス業として永続的に事業拡大を推進していくためには、生徒・保護者等の顧客ニーズに対し、常に高いレベルで応えていくことが必要です。とりわけ、進学塾における顧客ニーズは、まぎれもなく「成績を上げ、志望校に合格すること」であり、難関上位校合格という生徒・保護者の皆様の切実な要望と期待は、少子化の時代といえども普遍的に存在します。

このような考えに基づき、当社は創業以来、「本気でやる子を育てる」という教育理念を徹底実践することを起点に、生徒の本気を引き出す高品質な授業によって成績向上と志望校合格を実現し、その結果、顧客満足度を高めて地域の評判を獲得、市場支持を拡充するという一連の流れ（当社ではこれを「合格実績戦略」としております。）を推し進めることで、ブランド力を強化し、業績拡大を図ってまいりました。

創業当時、子供たちの憧れであった都立西高への合格者数No.1を宣言し、3年で達成しました。時代が変遷し私立中学・高校が台頭してくる中で、早慶高校への合格者数No.1を社内外に次の公約として掲げ、11年で達成することができました。早慶高校No.1により確立した高校入試における高いブランド力を更に強固なものに確立するために、東大への合格者数が日本一の開成高校への合格者数No.1を次の目標とし、達成しました。難関私国立高校入試における圧倒的なブランド力を確立させた今、中学入試におけるNo.1ブランドへの成長と大学入試におけるブランド力強化を次なる中長期目標に掲げ、取り組んでおります。

以上のとおり、合格実績戦略を推進しブランド力を飛躍的に向上させてくる中で、当社が獲得してきたノウハウは、「普通の学力レベルの子供たちを伸ばして、難関校に合格させるシステム」、「子供たちのやる気を引き出し、成績向上につなげる学習空間作り」といった他社が一朝一夕で真似をすることのできないスキルであり、これは、当社のコア・コンピタンスともいえるものです。また、このようなコア・コンピタンスを形成することができたのは、①組織の力を最大限に発揮するためのコンビネーション、②教育理念の具現化（基本動作の徹底）、③有言実行を尊び実践する企業文化（社風）を、長年にわたり戦略的に築いてきたことが大きな要素であります。

当社は今後も、合格実績戦略を推進し圧倒的なブランド力を確立するとともに、それを支える企業文化の更なる醸成を図り、企業価値を向上させてまいります。

② 既存事業強化に向けた取り組み

企業目標の達成に向けた飛躍の基盤を作るために、中期経営計画で定める以下の重点施策を推進し、既存事業の強化を図ってまいります。

・人材の採用と育成強化によるサービス品質向上
・ＩＣＴを活用した新たなサービスや教育コンテンツの提供
・指導システム及び教材・カリキュラムの改善
・合格実績伸長に向けた具体的施策の推進
・ＩＣＴ活用等による業務効率の改善と働き方改革の推進

(2) 新たな教育サービスの創出等による新収益基盤の構築

① 英語教育ブランドの展開

現在、我が国においては、国際的に活躍することができる「グローバル人材」の育成が強く求められており、「グローバル人材」にとって必要不可欠な、世界で通用する英語力の養成とそれを実現するための指導体制の整備が大きな課題となっています。そのような状況を踏まえ、当社では、“活きた英語力”を身につけるための、英書の多読を中心とした新たな英語教育プログラムの開発を進めており、「早稲田アカデミーIBS」として開始したこの取組みは、既に実用英語技能検定（英検）においても画期的な成果をあげております。

今後は、IBSの指導ノウハウを活用した汎用性の高いプログラムで指導する英語塾を「English ENGINE」ブランドとして積極展開してまいります。

また、新たに導入した「ネイティブ講師とのオンラインレッスン（Online English Education）」を活用し、受験に対応した英語４技能を習得するためのプログラムの充実に注力してまいります。

② オンライン校設立と海外展開

コロナ禍で培ったノウハウを活用し、「双方向Ｗｅｂ授業」で対面授業と同様のサービスを提供する「オンライン校」を開設し、首都圏外や海外に在住の方を対象とした教育サービスの展開を進めてまいります。

また、海外子会社による学習塾事業の展開に加え、海外で日本人子女対象の学習塾運営を行っている企業との業務提携強化により、帰国生入試におけるＮｏ.１ブランドの確立を目指します。

③ 個別指導部門の拡充

顧客ニーズの多様化に対応して開始した個別指導ブランド 「早稲田アカデミー個別進学館」の展開を加速し、当社直営校と提携先である株式会社明光ネットワークジャパンの直営校及びフランチャイズ校を合わせて、首都圏100校体制を目指すとともに、個別指導塾における難関中学・高校・大学への合格実績No.1を目指します。

3．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織を構築することを基本方針としており、内部牽制及び監督機能の充実、リスクマネジメント及びコンプライアンスの強化、正確かつ迅速な情報開示に努め、企業統治が有効に機能する体制の構築を目指しております。

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役５名（内、社外取締役１名）、監査等委員である取締役３名（内、社外取締役２名）の合計8名で構成されており、取締役間の牽制が有効に機能し、十分な議論の上で迅速な意思決定を行い得る規模となっております。

また、取締役会の他、取締役・執行役員・正副本部長で構成する経営会議を毎月１回開催し、経営状況の正確で迅速な把握と情報の共有を図るとともに、事業運営にかかる重要事項や課題につき、討議・検討をしております。

経営監督機能といたしましては、監査等委員会を設置しております。監査等委員である取締役3名の内2名が社外取締役（内１名は公認会計士、１名は公認会計士資格を保有する弁護士）で、監査計画に基づき取締役の職務執行状況を監督するとともに、各部署の業務執行状況及び会計面の監査を実施しております。監査等委員会監査においては、内部監査室、会計監査人との意見交換や連携を強化し、三様監査が十分に機能するよう努めております。

会社法監査・会計監査人には監査法人を選任し、監査に加え、会計面からの意見をいただいております。また法務面では、顧問弁護士等から、必要に応じ、随時アドバイスを受け、経営判断の参考としております。

今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様（生徒・卒業生及びその保護者）、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールの遵守を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

4．業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は、多数のステークホルダーの皆様に御支持頂くことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えており、中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題のひとつと考えております。

配当につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、収益状況に応じて配当性向も勘案の上、配当額の向上を検討していく方針であり、中間配当と期末配当の年２回、剰余金の配当を行うことを基本としております。この方針に基づき、本株主総会においては、2021年３月期期末配当を15円（中間配当を含めた年間配当としては20円）とすることをご提案いたします。また、2022年3月期の予想配当額は、本年５月10日に発表しました「2021年3月期　決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載のとおり、中間配当５円、期末配当15円の、年間で合計20円を予定しております。

今後も安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を更に強化するべく経営努力を継続してまいる所存であります。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．企業価値の向上及び株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

上記Ⅱ．のとおり、当社においては、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、これまでの日本の資本市場において、株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為を強行するといった事例が存在したことは否定できません。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行ういわゆる「濫用的買収」など、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為が存在する可能性があることは否定できません。

(2) 本継続の目的及び必要性

現在、当社創業者の親族及びその関係者（以下「創業一族等」といいます。）が、当社の大株主として当社株式を９％弱保有されておりますが、創業一族等は当社の経営には参画しておられません。また、現経営陣（取締役）の所有する株式は合計で0.68％に過ぎず、今後は更に、当社株式の流動性が増していくものと考えられます。

また、昨今はいわゆる「濫用的買収」などの、会社の企業価値を毀損する大量買付行為の動きは弱まっているものの、今後、このような大量買付行為が行われる可能性は存在し、当社としても、将来において、当社の企業価値を毀損する当社株式の大量買付行為が行われる可能性は否定できないものと考えております。そして、当社は、前述のとおり、当社グループの生徒・卒業生及びその保護者の皆様、業務提携を行っている学習塾、学校法人等を含む取引先及び講師等の従業員等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係を維持・発展させていくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しておりますが、当社株式の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社取締役会としては、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本継続を行うことを決定いたしました。すなわち、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本継続を行うことといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規則（その概要については別紙１をご参照下さい。）に従い、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透

明性を確保することとしています。
なお、当社が、現時点において、当社株式の大量買付行為に係る具体的な提案を受けている事実はございません。

2．本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると判断されるときには、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本継続の手続

本継続については、株主の皆様の意思を反映するため、本株主総会にお諮りし、普通決議により、いわゆる勧告的決議として、その賛否を決するものとします。

(3) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式の買付けその他の有償の譲受け又はこれに類似する行為（以下「買付け等」といいます。）の結果、

a. 当社の株券等[1]の保有者[2]が保有[3]する当社の株券等に係る株券等保有割合[4]の合計
b. 当社の株券等[5]の公開買付者[6]が所有[7]し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者[8]が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合[9]の合計

のいずれかが20%以上となる者（当該買付け等の前に上記ａ．又はｂ．のいずれかが20%以上である者を含み、以下「特定株式保有者」といいます。）による買付け等又は買付け等の提案とします（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。なお、当社は、上記a．又はb．の割合が20%以上となる場合、当社の経営上具体的な影響力を有することとなると考え、上記要件を設定いたしました。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じ。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じ。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じ。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じ。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じ。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じ。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じ。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じ。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じ。

② 本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を日本語で記載した書面（以下「買付提案書」と総称します。）を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して、追加的に情報を提供するよう請求することがあります。かかる追加情報提供の請求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後15営業日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。）以内に行うこととします。

a. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者[10]、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。以下「大量買付者グループ」という場合があります。）の詳細（それぞれの名称、保有する当社の株券等の数、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式総数、代表者、役員及び従業員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の状況、直近3事業年度の財務状態、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含む。）その他の経理の状況、反社会的勢力及びテロ関連組織との関係（直接的か間接的かを問いません。）の有無及び関係がある場合の当該関係の具体的内容、並びに大量買付者グループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
b. 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性を含みます。）
c. 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の具体的内容。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った具体的経緯。）
d. 大量買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
e. 大量買付者グループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細
f. 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
g. 大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

h. 大量買付行為の後における当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の生徒・卒業生並びにその保護者、提携先の学習塾や取引関係のある学校法人、講師等の従業員、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容
i. 当社グループの従業員の勤労意欲（合格実績に象徴される当社ブランド力を支えるというプライドを含めたモチベーション）、及び当社グループの企業文化を維持し高揚・発展させていくための具体的な施策
j. 大量買付行為の完了後における、指導ノウハウ・合格実績等、当社グループの無形財産の取扱いに関する方針並びに具体的計画と、それにより当社グループの企業価値を向上させる具体的な施策
k. 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に企図する当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資、経営、業務関与経験の有無及びその内容、実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
l. 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性と資本提携により当社グループの企業価値が向上する理由
m. 重要提案行為等[11]を行うことを大量買付行為の目的とする場合、又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
n. 大量買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
o. 大量買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
p. 大量買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
q. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

10. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。
11. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、その全部又は一部につき速やかに情報開示を行います。

③ 当社取締役会の検討手続（取締役会評価期間）

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）又は不十分ではあるものの取締役会評価期間を早急に開始する必要があると判断した場合（この場合においては、当社取締役会は大量買付者に対して引き続き本必要情報の提供を求めることができます。）には、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、情報開示を法令等に従って適時かつ適切に行います。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けの場合）又は90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめます。

なお、当社取締役会は、下記⑥、ⅱ．（ⅱ）に従い、株主意思確認株主総会（下記⑥ⅱ．（ⅱ）において定義されます。以下同じとします。）を開催する場合を除き、上記の意見のとりまとめにおいて、対抗措置の実施又は不実施の決定を行うものとし、かかる決定がなされた場合には、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、株主意思確認株主総会を開催する場合を除き、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、対象となる大量買付行為の内容に照らして必要と判断する事項を、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会の委員は、3名とし、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等の中から選任されるものとします。本プランの独立委員会の委員には、原口昌之氏、木屋善範氏及び川又政治氏の合計3名が就任しており、本継続に際しては、これら３名が引き続き独立委員会の委員として留任いたします。なお、各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙1「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断がなされた場合、当該判断の概要については、速やかに情報開示を行います。

⑤ 対抗措置の発動の条件

大量買付行為に対する対抗措置の発動は、以下の条件に該当する場合に限り、行うことができるものとします。

ⅰ．大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ⅱ．大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対

する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

（ⅰ）高値買取要求を狙う買収である場合
（ⅱ）重要な資産・生徒に関する情報等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
（ⅲ）当社の資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合
（ⅳ）当社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収である場合
（ⅴ）当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
（ⅵ）最初の買付けで全株式の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
（ⅶ）大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
（ⅷ）大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
（ⅸ）前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
a. 生徒・卒業生及びその保護者の皆様、取引先、講師等の従業員その他の利害関係者との信頼関係等、当社の企業価値の源泉を毀損し、ひいては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益が害されることを回避することができないか又はそのおそれがある場合

⑥ 対抗措置の発動の判断の具体的手続

当社取締役会が、対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

ⅰ．上記⑤ⅰ．に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合

当社取締役会は、独立委員会に対抗措置の発動の可否を諮問の上、独立委員会の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動を判断するものとします。

なお、独立委員会において、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとしていることを確認した場合、独立委員会は原則として、可及的速やかに対抗措置の発動を勧告するものとします。また、かかる場合において、当社取締役会が大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会に諮問をする時間的余裕がないと当社取締役会において判断した場合、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動することができるものとします。

ⅱ．上記⑤ⅱ．に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合

当社取締役会は、以下の（ⅰ）又は（ⅱ）のいずれかの手続に従って、対抗措置の発動を判断するものとします。

（ⅰ）独立委員会への諮問

当社取締役会は、取締役会評価期間の開始後、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

（ⅱ）株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、(a)独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は(b)上記(i)の独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただきます。

上記(a)又は(b)に基づき株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当社取締役会は、実務上合理的に可能な限り速やかに株主意思確認株主総会を招集するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を開催する場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

⑦ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合[1]や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて適切な期間の取締役会評価期間を設定し、独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は中止に関する決定を行うことができ、また、上記⑥ⅱ.(ⅱ)記載の各場合に該当する場合には、株主意思確認株主総会を招集することができるものとします。

対抗措置の実施又は中止に関する当社取締役会による決定又は株主意思確認株主総会の決議が行われた場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、速やかに情報開示を行います。

1. この場合、当社取締役会は当該変更に係る情報で本必要情報として不足しているものを大量買付者に求めることができるものとします。

⑧ 大量買付行為の開始可能時期

大量買付者は、以下のいずれかの条件を満たした場合に限り、大量買付行為を開始することができるものとします。

（ⅰ）当社取締役会が、対抗措置の不実施の決定を行ったとき
（ⅱ）当社取締役会が、株主意思確認総会の開催又は対抗措置の実施を決定することなく、取締役会評価期間が終了したとき
（ⅲ）株主意思確認株主総会において対抗措置の発動承認議案が否決されたとき又は対抗措置の不発動承認議案が可決されたとき

(4) 対抗措置の概要

当社は、当社取締役会（株主意思確認株主総会が開催される場合は、当社株主総会）の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）に基づき、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権無償割当て決議において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者等（別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」第8項第①号に定義する「非適格者」）は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者等以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。

なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

なお、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

上記(1)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置が実施された場合、速やかに情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本継続に関し、本株主総会で株主の皆様にご承認いただいた場合、本プランの有効期間は、本株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会（2024年3月期に関する定時株主総会）の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは2021年5月21日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以降、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を修正又は変更することができます。本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実等について、速やかに公表いたします。

また、2024年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3．株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4) ③に記載の手続により、本新株予約権の概要に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行っ

た場合、本新株予約権の概要に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に株式が交付される場合には、当該株式が、株主の皆様の振替口座に記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

① 株主名簿への記録の手続

当社取締役会（株主意思確認株主総会が開催される場合は、当社株主総会の決議）において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、当社普通株式1株あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以上で当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める数の当社普通株式が発行されることになります。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ．本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」及び「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。更に、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の

諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

2．企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ．に記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

3．株主意思を重視するものであること

(1) 本継続は、上記Ⅲ.2.(2)に記載のとおり、本株主総会において本継続に係る議案をお諮りし、株主の皆様の承認を得られることを条件としておりますので、株主の皆様のご意向を反映させたものです。

(2) 本プランは、上記Ⅲ.2.(3)⑥に記載のとおり、(a)独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は(b)独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこともできることとしており、対抗措置の実施について、株主の皆様のご意思を確認することができます。

(3) 上記Ⅲ．2．(5) に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ.2.(3)④に記載のとおり、継続後の本プランにおいても、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、引き続き、独立委員会を設置します。

このように、上記Ⅲ.2.(3)⑥に記載のとおり、株主意思確認株主総会を開催しない場合であっても、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、速やかに情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ．2．(3) ⑤に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6．独立した地位にある専門家の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ．2．(3) ③及びⅢ．2．(3) ⑥に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

7．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ．2．(5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

別紙1

独立委員会規則の概要

1．（設置）
　独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

2．（構成）
　独立委員会の委員は、3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）又は社外有識者等（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等）の中から当社取締役会の決議により選任される。

3．（任期）
　独立委員会委員の任期は、本株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2024年3月期に関する定時株主総会）の終結の時までとする。
　本プランが失効した場合には、独立委員会の委員の任期は、本プランの失効時に満了する。
　社外取締役である独立委員会委員が、それぞれの役員としての地位を喪失した場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4．（決議事項）
　独立委員会は、以下の各号に記載された事項について、取締役会の諮問がある場合には、当該諮問事項について審議の上、決議し、その決議の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、独立委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わない。
　①大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
　②買付提案の内容が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するか否か並びに対抗措置の実施又は不実施
　③対抗措置の中止
　④上記①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
　⑤本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
　⑥取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

5．（決議方法）

(1) 独立委員会の決議は、独立委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行う。但し、次項に定める理由又はやむを得ない事由により独立委員会の全委員が出席できない場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。なお、独立委員会は、その決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行う。

(2) 前項の決議について特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、議決に加わることができない。

6．（情報の収集等）

独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要請し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、第４条の決議を行うに際して、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができる。

以　上

別紙2

本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとする。

1．割当対象株主
本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下、かかる当社取締役会における決議を「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる。

2．発行する本新株予約権の総数
割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数とする。

3．新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数
① 新株予約権の目的である株式の種類
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
② 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以上で当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める数とする。

5．新株予約権の払込金額
無償とする。

6．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、当社普通株式１株当たり1円とする。

7．新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

8．新株予約権の行使の条件

本項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株式の買付けその他の有償の譲受け又はこれに類似する行為（以下「買付け等」という。）の結果、

Ⅰ 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合（この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算する。）の合計

Ⅱ 公開買付けによって当社の株券等の買付け等を行う旨の公告を行った公開買付者で、当該買付け等の後において、公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者（当該買付け等の前に上記Ⅰ又はⅡのいずれかが20%以上である者を含み、また、当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。）をいう。

b. 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。Ⅱにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

f. 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

g. 「保有株券等の数」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有株券等の数をいう。

h. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。

i. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

j. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

k. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

① 以下に定める者（以下「非適格者」と総称する。）は本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の者のうち、当社の株式を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、非適格者に該当しないこ

ととする。
a. 特定株式保有者
b. 特定株式保有者の共同保有者
c. 特定株式保有者の特別関係者
d. a.ないしc.までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
e. a.ないしd.までに該当する者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者

② 上記①の規定に従い、非適格者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該非適格者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

③ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

④ 上記の他、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

9．当社による本新株予約権の取得

① 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の翌日以降、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で本新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

10. 本新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

以　上

別紙3

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏　名	略　歴
原　口　　昌　之 (はらぐち　まさゆき)	1996 年 4 月　公認会計士登録 2000 年 4 月　弁護士登録 2004 年 1 月　原口総合法律事務所開設代表就任（現任） 2008 年 6 月　当社監査役就任 2011 年10月　MRT株式会社社外監査役就任（現任） 2016 年 2 月　株式会社トランザス（現株式会社ピースリー）社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2017 年 6 月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
木　屋　　善　範 (きや　よしのり)	1997 年 4 月　弁護士登録、河村法律事務所入所（現任） 2000 年 4 月　東京弁護士会会社法部（現任） 2003 年 4 月　東京弁護士会税務特別委員会（現任） 2009 年 4 月　慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師（現任）
川　又　　政　治 (かわまた　まさはる)	1972 年 4 月　株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社 1991 年 2 月　TOYO INFORMATION SYSTEMS (NY) CO.,LTD. 取締役社長就任 1996 年11月　OBERON SOFTWARE,INC.取締役社長／CEO就任 2001 年 1 月　TIS R&D CENTER,INC.取締役社長就任 2003 年 6 月　株式会社エス・イー・ラボ常務取締役経営管理本部長就任 2007 年 8 月　TIS株式会社北京代表処首席代表就任 2010 年 6 月　TIS株式会社常勤監査役就任 2014 年 6 月　当社社外取締役就任（現任）

（注）1. 原口昌之氏及び川又政治氏は、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役です。また、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定されております。両氏と当社との間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

2. 木屋善範氏と当社の間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

以　上

別紙4

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（注１）

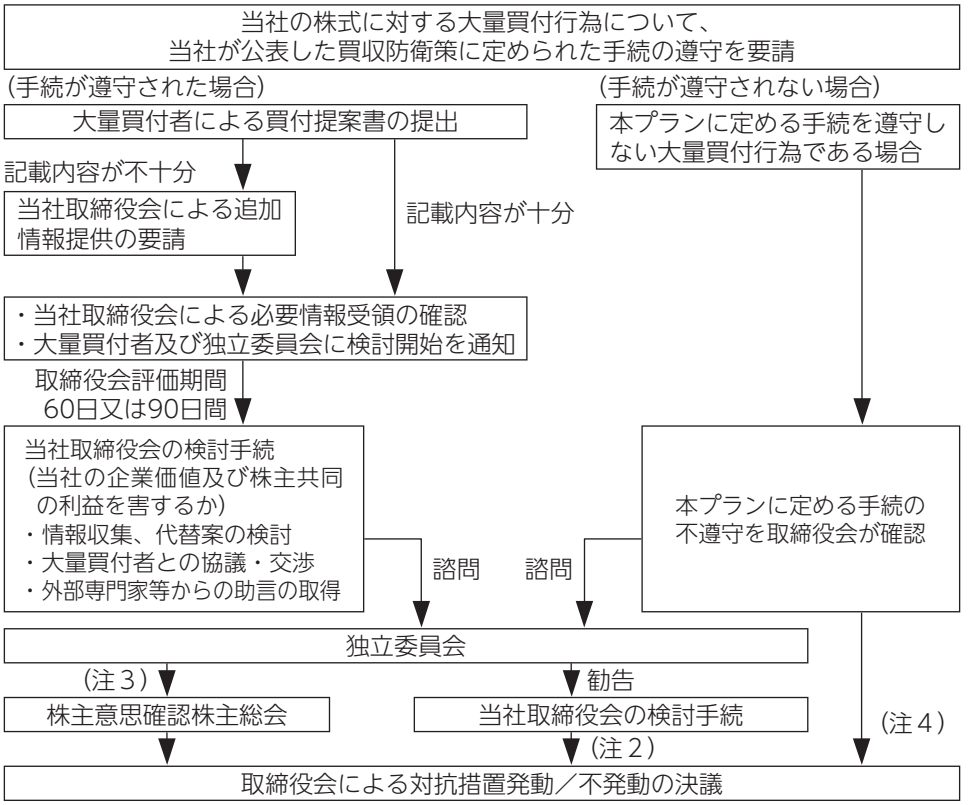

（注１）本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

（注２）当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して決議を行います。

（注３）発動の条件⑤ ii に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合であって、(a)独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告したとき、又は(b)独立委員会への諮問後であっても、取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断したときには、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただきます。

（注４）当社取締役会が、大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会に諮問する時間的余裕がないと判断した場合、独立委員会への諮問は行わず、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動できるものとします。

以　上

1．企業集団の現況

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症により、企業収益や雇用環境が急速に悪化し、厳しい状況が続きました。政府による各種経済対策の効果もあり、一時的には景気持ち直しの動きが見られたものの、緊急事態宣言の再発出による経済活動へのマイナス影響も懸念され、先行きは極めて不透明な状況となっております。

当社グループが属する教育業界におきましては、2021年より開始された「大学入学共通テスト」や小学校での英語教科化等の制度改革による変化への対応に加え、コロナ禍を契機に急速にニーズが高まっているオンライン教育や、ICTを活用した教育コンテンツ・学習指導への取り組みが求められております。

このような状況下、当社グループにおきましては、生徒・保護者の皆様と従業員の安全・安心を最優先に、感染防止対策に万全を期し、質の高い学習指導を継続的に提供することに全力で取り組んでまいりました。４月よりZoomを活用した「双方向Web授業」を開始、緊急事態宣言解除後の６月からは、学校の長期休校により、学習進度や受験準備が遅れることに対して不安を抱える生徒・保護者の皆様の気持ちに寄り添い、各ご家庭の希望にできる限り応えるべく、「対面授業」と「双方向Web授業」とを選択受講いただけるデュアル形式のサービスを継続してまいりました。また、各講習会の時期には、小中学校の休暇日程短縮に対応した時間割編成により授業時間の確保を図るとともに、正月特訓においてもデュアル形式の授業を行い、受験直前期の学習機会の確保と志望校合格に向けた指導に注力いたしました。

ICTを活用した自宅学習支援ツールとしては、各種模擬試験等を自宅で受験できる受験サポートアプリ「早稲田アカデミーＥＡＳＴ」（ご家庭で受験した解答用紙をスマートフォンやタブレットで簡単にアップロードして提出できるシステム）を５月より提供開始するとともに、記述式の添削課題や宿題提出、質問対応等、活用範囲を広げるための機能拡充に取り組みました。また、１回の認証（ログイン）を行うだけでオンデマンド授業映像の視聴、Web帳票閲覧、家庭学習用Web教材の利用等、当社が提供するWebサービスを安全かつスムーズに利用いただける機能として「早稲田アカデミーOnline」サービスを開始いたしました。

教務面では、生徒一人ひとりの成績向上と志望校合格の実現に向け、教材・カリキュラムの充実や教務研修の強化、難関校対策特別コースの拡充等に取り組みました。これらの取り組みにより、今春の入試においては、開成高校111名、早慶高校1,748名、御三家中学448名、早慶中学495名をはじめ難関校への合格実績が飛躍的に伸長いたしました。

更に、受験に対応した英語４技能の習得を目標とするオンライン英語学習サービス「Online English Education」を開始するとともに、中学受験で最難関校を目指す低学年向けの映像コンテンツの開発を進めてまいりました。

中長期の業容拡大に向けた重点課題である「人材育成」に関しては、新人講師を早期育成するための研修強化、オンライン型の研修実施、事務職員の研修体制の見直し等、より効果的かつ効率的な従業員教育

の実施に向けて、研修体系の再構築に取り組んでまいりました。
国内の子会社各社におきましても、感染防止対策を徹底し、質の高い授業サービスの提供に努めてきた結果、塾生数は概ね想定したレベルまで回復することができております。海外子会社２社におきましては、コロナ禍により外出制限が続き対面授業が実施できない中、「双方向Web授業」による継続的な指導に注力しており、ニューヨーク校・ロンドン校ともに、塾生数は前期を上回り堅調に推移いたしました。

当連結会計年度における期中平均塾生数（４～３月の12か月平均）は、小学部21,591人（前期比3.7%増）、中学部14,796人（前期比2.6%減）、高校部2,582人（前期比16.7%減）、合計で38,969人（前期比0.4%減）となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、４月には全学部合計の塾生数が前年同期比7.6%減という厳しい状況でのスタートとなりましたが、質の高い“学び”を継続的にご提供することにより、３月単月では前年同期比8.9%増と大きく改善いたしました。
以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高25,453百万円（前期比3.4%増）、営業利益1,064百万円（前期比9.0%減）、経常利益1,077百万円（前期比7.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益529百万円（前期比31.5%減）となりました。

当社グループの事業は、当連結会計年度より報告セグメントを単一セグメントに変更しておりますので、セグメント別の記載は省略しております。

■ 売上高構成（連結）

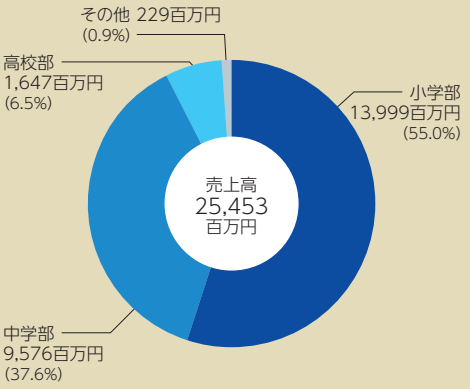

（注）（ ）内は構成比を表しております。

■ 学部別売上高と塾生数の状況（連結）

品目	当連結会計年度 (自 2020年4月1日　至 2021年3月31日)		
	塾生数 (人)	金額 (百万円)	前期比増減額 (百万円)
小学部	21,591	13,999	1,025
中学部	14,796	9,576	146
高校部	2,582	1,647	△375
その他	－	229	88
合計	38,969	25,453	885

（注）塾生数は、期中平均の在籍人数を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は595百万円（賃貸借契約に基づく敷金及び保証金の差入を含む。）であり、その主なものは、以下のとおりであります。

イ．当連結会計年度中の新規出校校舎等
　　当社：早稲田アカデミー個別進学館大森校、日吉校

ロ．当連結会計年度中に実施した設備の取得又は改修等
　　当社：校舎物件の内部造作の設置及び什器備品の購入等

ハ．当連結会計年度中に閉鎖した設備
　　当社：綱島校（日吉校に統合）、大学受験部大宮校、国研（国立校に統合）

ニ．当連結会計年度中に売却した設備
　　株式会社集学舎：あすみが丘研修施設（土地・建物）、旧ちはら台校（土地・建物）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による資金需要等に備えるため、金融機関より短期借入金として2,000百万円の借入を実行いたしました（2021年３月をもって一括返済）。

2021年３月16日付の公募による新株式の発行及び自己株式の処分、同年３月17日付の第三者割当による自己株式の処分、同年３月29日付のオーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して行う第三者割当による新株式の発行により、総額2,747百万円を調達いたしました。この資金使途は、2023年３月末までの「新規開校及び既存校のリニューアル等に伴う設備投資資金」、「顧客サービス拡充及び業務効率改善を目的としたソフトウェア開発等に係る設備投資資金」に充当するとともに、上記の「新型コロナウイルスの影響による資金需要等に備えた短期借入金の返済資金の一部」に充当する予定であります。

なお、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、3,100百万円であります。

(4) 重要な子会社の状況等

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社野田学園	40百万円	100.0%	中学生、高校生及び高卒生対象の大学受験予備校
株式会社水戸アカデミー	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
株式会社集学舎	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD	800千ポンド	100.0%	ロンドン在住の日本人子女（小学生、中学生）対象の進学塾
WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.	100千米ドル	100.0%	ニューヨーク在住の日本人子女（小学生、中学生）対象の進学塾

（注）当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第 44 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 45 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 46 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第 47 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高 (百万円)	22,143	23,814	24,611	25,453
経常利益 (百万円)	1,107	1,538	1,162	1,077
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	727	925	772	529
1株当たり当期純利益 (円)	43.92	58.43	48.76	33.13
純資産 (百万円)	6,998	7,625	8,242	11,004
総資産 (百万円)	14,381	15,063	15,324	18,586
1株当たり純資産 (円)	441.75	481.33	520.29	583.59

(注) 1．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、又、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、第44期から第46期までの自己株式については、役員報酬BIP信託が保有する自己株式を、第47期の自己株式については、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が保有する自己株式を含めて算出しております。
2．当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。本頁記載の1株当たり指標につきましては、当該株式分割が第44期の期首時点で行われていたと仮定し、算出しております。

売上高
(百万円)

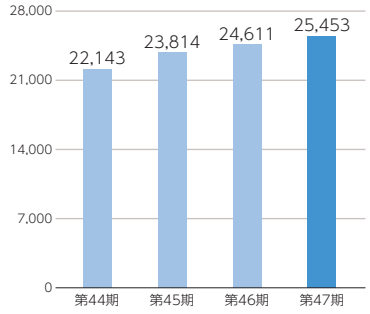

経常利益／経常利益率
(百万円)　(%)

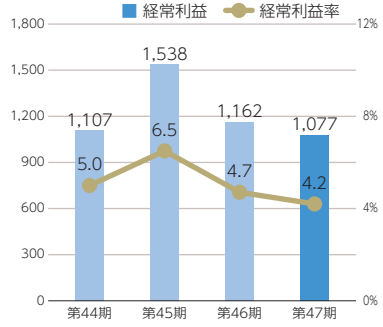

親会社株主に帰属する当期純利益
(百万円)

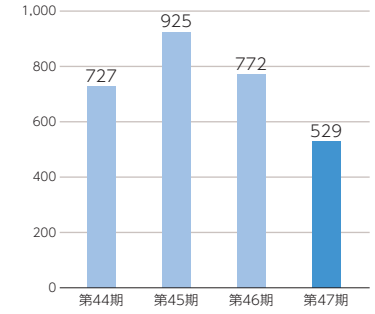

純資産・総資産
(百万円)

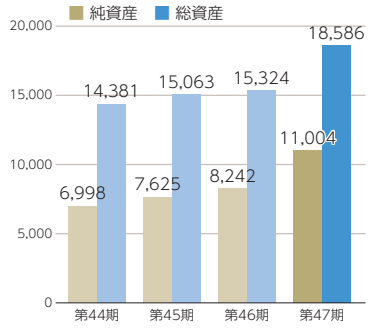

1株当たり純資産
(円)

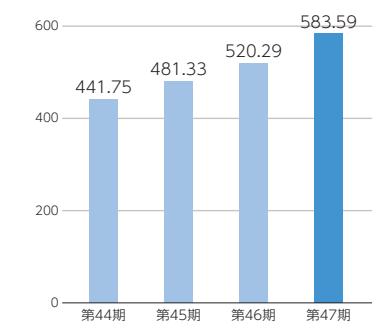

1株当たり当期純利益
(円)

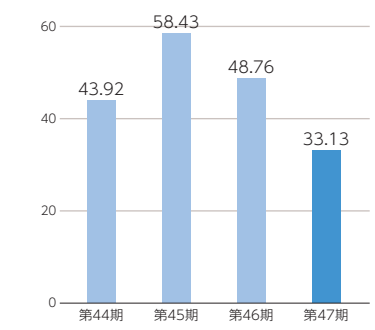

(6) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は未だ収束の見通しが立たず、今後、社会生活や経済活動に更なる影響を及ぼし、先行き不透明な状況が続くものと推察されます。

学習塾業界におきましても厳しい経営環境が続くことが懸念されますが、一方では、様々な制約が課せられる困難な状況の中で、子どもたちにとって安全・安心な学習環境と、成績向上につながる質の高い教育サービスへの期待とニーズは一層高まるものと思われます。

また、現在、AIやIoT等テクノロジーが急速に進化・浸透する中で、デジタル技術を活用した様々な学習支援ツールや教材が開発され普及しておりますが、コロナ禍による社会変容を背景に、オンライン型の教育サービスに対する需要は急速に拡大しているところです。

このような経営環境の下、当社グループにおきましては、変化・変革にタイムリーに対応し、社会や顧客の皆様からの要望に応えることで、教育企業としての責務を果たすべく尽力してまいります。

本年１月に「中期経営計画（2021年３月期～2024年３月期）」を策定し、「子どもたちの未来を育む独自の価値を提供し続け、教育企業No.1を目指す」という企業目標の実現と、業容拡大の推進による企業価値向上を図るために、以下を重点課題として対処していくこととしております。

1，サービス品質の向上により顧客満足度を向上させるため、人材育成の強化と、ICTを活用した新規サービスの提供に取り組んでまいります。

2，教務システムの改善、低学年戦略の拡充、大学受験部と小中学部との連携強化、入試制度改革への対応等に注力してコア事業を強化し、合格実績戦略の推進による業容拡大を図ります。

3，オンライン校の開設、海外事業の推進、英語教育ブランドの展開による教育サービスの創出により、新収益基盤を構築してまいります。

4，業務効率改善と働き方改革の推進により経営基盤を強化するとともに、内部統制及びリスク管理を強化し、永続的な成長を実現できる組織体制を構築してまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況ではありますが、今後も、企業価値を向上させるべく、役職員一同、社業の発展に努めてまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き、一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、当社と、当社の100％出資子会社である株式会社野田学園、株式会社水戸アカデミー、株式会社集学舎、WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の６社で構成されており、教育関連事業を主たる事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

当社が、主に小学１年生から高校３年生までを対象とした進学学習指導を行うほか、年長生以上を対象とした英語教育、自社で開発した教育コンテンツの外部販売等を行っております。進学学習指導業務につきましては、首都圏で校舎展開を行っており、全て直営方式で運営しております。

株式会社野田学園は、「野田クルゼ」の名称で、中学生、高校生及び高卒生を対象とした医歯薬系専門の大学受験予備校を運営しております。

株式会社水戸アカデミーは、「水戸アカデミー」の名称で、茨城県内で小・中学生を対象とした進学学習指導を行っております。

株式会社集学舎は、「ＱＵＡＲＤ（クオード）」の名称で、千葉県内で小・中・高校生を対象とした進学学習指導を行っております。

WASEDA ACADEMY UK CO.,LTDは、イギリス・ロンドンにおいて日本人子女（小・中学生）を対象とした進学学習指導を行っております。

WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.は、アメリカ・ニューヨーク州において日本人子女（小・中学生）を対象とした進学学習指導を行っております。

(8) 主要な事業所　（2021年３月31日現在）

①当社

イ．本社　　東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

ロ．校舎

ブランド	校舎数	都道府県別内訳
早稲田アカデミー （小・中学生対象／集団指導校舎）	113	東京都60校　埼玉県20校　神奈川県19校 千葉県13校　茨城県１校
ＥｘｉＶ（エクシブ） （小・中学生対象／難関中高受験専門塾 集団指導校舎）	5	東京都４校　神奈川県１校
ＳＰＩＣＡ（スピカ） （小学生対象／最難関中学受験専門塾）	1	東京都１校
早稲田アカデミー大学受験部 （中・高校生対象／大学受験専門塾 集団指導校舎）	6	東京都５校　神奈川県１校
早稲田アカデミー個別進学館 （小・中・高校生・高卒生対象／難関校受験対応個別指導校舎）	28	東京都17校　埼玉県４校　神奈川県４校 千葉県３校

②子会社

株式会社野田学園
　本社・本校・現役校　東京都千代田区神田駿河台二丁目８番
株式会社水戸アカデミー
　本社　　東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
　水戸本部校
株式会社集学舎
　本社　　東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
　姉崎校・木更津校・おゆみ野校・ちはら台校
WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD
　本社・ロンドン校　　Unit 4 Acton Hill Mews,310-328 Uxbridge Road,Acton,London,United Kingdom,W3 9QN
WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.
　本社・ニューヨーク校　1600 Harrison Avenue,Suite103,Mamaroneck,New York 10543 U.S.A.

(9) 使用人の状況　(2021年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
980（5,272）名	+46（+502）名

(注) 1．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．上記に記載の人員のほか、業務委託契約により授業を担当している講師が、当社におきまして42名（当連結会計年度の平均）、連結子会社である株式会社野田学園におきまして24名（当連結会計年度の平均）おります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
929人（5,118）名	+40（+499）名	37.9歳	8.7年

(注) 1．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．上記に記載の人員のほか、業務委託契約により授業を担当している講師が42名（当事業年度の平均）おります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借　入　先	借　入　額
株式会社京葉銀行	331百万円
株式会社千葉銀行	39百万円

(注) 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、3,100百万円であります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数 60,000,000株

（2）発行済株式の総数 19,012,452株

（3）株主数 24,783名

（4）大株主（上位10名）

所有者別株式数比率

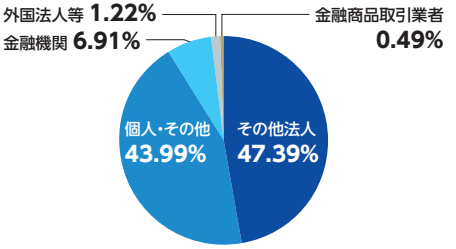

※「個人・その他」には自己株式34株が含まれております。

株　主　名	持株数	持株比率
株式会社ナガセ	3,017,600株	15.87%
英進館株式会社	1,830,000株	9.62%
河端　真一	1,200,000株	6.31%
福山産業株式会社	1,164,000株	6.12%
株式会社明光ネットワークジャパン	833,400株	4.38%
早稲田アカデミー従業員持株会	618,500株	3.25%
株式会社学研ホールディングス	526,400株	2.76%
中国開発株式会社	472,000株	2.48%
教育開発出版株式会社	315,200株	1.65%
株式会社ケーエスコーポレイション	280,000株	1.47%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

株　主　名	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	14,300株	4名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

（注）１．当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告56ページ「４.会社役員の状況（4）取締役の報酬等」に記載しております。
２．上表には、2020年６月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役０名）を含んでおります。

（6）その他株式に関する重要な事項

2021年３月16日付の公募による新株式の発行及び2021年３月29日付のオーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して行う第三者割当による新株式の発行に伴い、発行済株式の総数は2,342,500株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本　豊	
取締役 専務執行役員	伊藤　誠	経営推進本部長　教務本部管掌 株式会社野田学園代表取締役社長 WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD代表取締役社長 WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.代表取締役社長
取締役 常務執行役員	河野　陽子	管理本部長
取締役 執行役員	相澤　好寛	教育事業第二本部長兼第六事業部長 教育事業第一本部管掌
取締役	川又　政治	
取締役（監査等委員・常勤）	遠藤　忠雄	
取締役（監査等委員）	原口　昌之	原口総合法律事務所代表 ＭＲＴ株式会社社外監査役 株式会社ピースリー（旧 株式会社トランザス）社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	布施木　孝叔	綜研化学株式会社社外監査役 株式会社アルファシステムズ社外監査役

（注）１．取締役 川又政治氏並びに取締役（監査等委員）原口昌之氏及び布施木孝叔氏は社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員） 遠藤忠雄氏は、長年、他社や当社において財務・経理部門の責任者として経理実務に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役（監査等委員） 原口昌之氏は弁護士並びに公認会計士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役（監査等委員） 布施木孝叔氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、企業監査の豊富な経験を有するものであります。
３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために遠藤忠雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は社外取締役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異　動　年　月　日
伊藤　誠	専務取締役　経営推進本部長 教育事業本部管掌 教務本部管掌	取締役　専務執行役員 経営推進本部長 教務本部管掌	2020年６月24日
河野　陽子	常務取締役 管理部門担当	取締役　常務執行役員 管理本部長	2020年６月24日

6．当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2021年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担　　当
執行役員	千葉　崇博	運営本部長 兼営業戦略部長
執行役員	入吉　弘幸	教育事業第一本部長 兼第二事業部長

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退　任　日	退　任　事　由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
古田　信也	2020年６月24日	任期満了	取締役相談役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川又政治氏及び各監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年６月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております（2021年１月29日開催の取締役会にて一部改定）。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議内容について任意の報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、個別報酬額については、任意の報酬委員会からの答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

尚、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることや、任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ．報酬に関する基本方針

（報酬制度について）

役員の報酬につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方のもと、次のような基本方針で制度構築・運用することとしております。

・当社グループの中長期的な業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値並びに当社グループ総体の価値の持続的な向上につながる報酬制度とする。
・当社の企業理念を実現し、当社グループの発展を担える優秀な人材の確保に資する報酬制度とする。
・ステークホルダーに対して説明責任を果たせる「透明性」「客観性」の高い報酬制度とする。

（報酬水準について）

・優秀な人材を確保するための競争力があり、次世代の経営層となる従業員の成長意欲にもつながる水準を目指す。
・報酬水準の妥当性については、外部機関の調査データ等により、同業種・同規模の企業の水準等を参照し定期的に検証を行う。
・業績や事業規模に応じた報酬水準であると同時に、執行役員・従業員の給与と照らし、役員としての職責に見合う水準とする。

（報酬体系について）

・取締役の報酬は、役位に応じた「基本報酬」と業績によって給付額が変動する「業績連動報酬等」とし、業績連動報酬は　①年度賞与と②株式報酬　とする。
・社外取締役の報酬は、独立した立場で経営を監視・監督するという職責上、「基本報酬」とする。

ロ. 基本報酬に関する方針

・役位に応じ、取締役会で決定された個別報酬額を毎月金銭で支給する。

・個別報酬額は、役位・職責に応じて同業他社や同規模企業の水準、会社業績や当社の執行役員を含む従業員の給与等を総合的に勘案して決定する。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

・各事業年度の予算策定時に決定する連結経常利益目標の達成度合いに応じて定められた支給割合（基本報酬に対する割合）に基づき支給する。

・支給時期は、各事業年度終了後の６月賞与時とする。

・特殊事情等により予算策定時に決定する連結経常利益目標の水準が著しく低い場合等は、報酬委員会の諮問を経た上で取締役会の審議により、支給の適否及び支給基準を決定する。

二. 非金銭報酬等の内容

・2017年６月28日開催の第43回定時株主総会の決議を経て導入した業績連動型株式報酬として、中期経営計画に掲げる各事業年度の連結売上高と連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて当社株式を支給する。

・制度運用については「役員報酬ＢＩＰ信託」を採用し、各事業年度において、連結売上高目標値の98％以上かつ連結経常利益目標値の90％以上を達成した場合に各取締役にポイントが付与され、３年間の中期経営計画期間の終了後に付与されたポイントに応じた株式等を支給する。

・付与されるポイント：役位別基準ポイント×業績連動係数

・付与される株式数：1ポイント＝1株で換算した当社株式

ホ. 報酬等の割合に関する方針

・業績目標の達成度合いが100％の場合の基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、以下を基本とする。

固定報酬80：短期業績連動報酬（賞与）10：中長期業績連動報酬（株式報酬）10

・上記支給割合は、今後、経営環境や業績及び事業規模に対する報酬水準を勘案し適宜見直しを検討する。

ヘ. 業績連動指数を採用する理由及び当事業年度の業績連動報酬に係る指標及び実績

業績連動指標として連結売上高、連結経常利益を採用している理由は、経営成績の最も基本となる指標であるとともに、当社が経営効率向上の指標として重視する売上高経常利益率を構成する指標として執行役員を含む従業員との目標共有化のためのわかりやすい指標であることから採用しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る目標は、連結経常利益462百万円であり、実績は1,077百万円となりました。

また、非金銭報酬（株式報酬）のポイント付与の条件となる目標値は、連結売上高25,186百万円、連結経常利益582百万円であり、実績は連結売上高25,453百万円、連結経常利益1,077百万円となりました。

ト．監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役につきましては、業務執行から独立した立場で経営の監視・監督をするという役割から基本報酬のみで構成することとし、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、各委員の職務に応じ、監査等委員会での協議による合意に基づき決定しております。

チ．取締役の報酬等に関する株主総会の決議状況

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第43回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし使用人分給与を含まず。又、上記金額の内、社外取締役分は年額30百万円以内。）と決議いただいております。決議時点の監査等委員を除く取締役の員数は５名（うち、社外取締役は１名）であります。

また、2017年６月28日開催の第43回定時株主総会の決議により、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は３事業年度を対象として合計120百万円であります。決議時点の当該定めの対象となる取締役の員数は４名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第43回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。決議時点の監査等委員である取締役の員数は３名であります。

リ．上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬等の額についての最終決定権限は取締役会が有しております。

また、報酬制度及び報酬等の額の決定プロセスにおける透明性と客観性を高めるため、社長を議長、社外取締役全員を委員とする任意の報酬委員会を設置し、取締役会は役員報酬にかかる上程案を事前に報酬委員会に諮問し、報酬委員会からの答申を踏まえて審議の上、決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	146 （5）	118 （5）	14 （−）	14 （−）	6 （1）
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	17 （8）	17 （8）	− （−）	− （−）	3 （2）
合計 （内、社外取締役）	164 （13）	135 （13）	14 （−）	14 （−）	9 （3）

（注）1．当社は使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2．上表には、2020年６月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役０名）を含んでおります。
3．上記の業績連動報酬等は取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）４名に対する当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。
4．上記の非金銭報酬等は取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）４名に対する当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。
5．上記の他、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）４名については、過年度の株式報酬として14,300株を交付（一部金銭にて支払）しております。

③社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員） 原口昌之氏は、原口総合法律事務所代表、ＭＲＴ株式会社の社外監査役及び株式会社ピースリー（旧 株式会社トランザス）の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）布施木孝叔氏は、綜研化学株式会社及び株式会社アルファシステムズの社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（18回開催）		監査等委員会（20回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	川又 政治	18回	100%	－	－
取締役（監査等委員）	原口 昌之	18回	100%	20回	100%
取締役（監査等委員）	布施木 孝叔	18回	100%	20回	100%

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

イ.　取締役 川又政治氏は、主に他社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うとともに、取締役会の機能強化に向けた積極的な発言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。更に、海外における企業経営やIT関連事業の経験と知識に基づき、当社グループの経営に有用な提言を行っております。

　また、報酬委員会委員として役員報酬制度の妥当性と有効性の検証を行うとともに、取締役の報酬について取締役会に答申するにあたり、積極的な意見・提言を行っております。

ロ.　取締役（監査等委員） 原口昌之氏は、弁護士・公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、主に企業法務及び企業会計の専門的見地から積極的に発言を行い、独立した立場で監査等委員でない取締役の職務執行を監督し、経営全般を監査することで、社外取締役として十分な役割・責務を果たしております。更に、必要に応じ、法律家としての見地からコンプライアンス体制の強化に向けた提言を行っております。

　また、報酬委員会委員として役員報酬制度の妥当性と有効性の検証を行うとともに、取締役の報酬について取締役会に答申するにあたり、積極的な意見・提言を行っております。

ハ.　取締役（監査等委員） 布施木孝叔氏は、公認会計士としての豊富な経験・知見に基づき、主に企業会計の専門的見地から積極的に発言を行い、独立した立場で監査等委員でない取締役の職務執行を監督し、経営全般を監査することで、社外取締役として十分な役割・責務を果たしております。更に、必要に応じ、会計基準変更への対応や内部統制・ガバナンス体制の強化に向けた提言を行っております。

　また、報酬委員会委員として役員報酬制度の妥当性と有効性の検証を行うとともに、取締役の報酬について取締役会に答申するにあたり、積極的な意見・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く）、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第１項及び同条第３項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公募増資及び第三者割当増資に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

又、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。

ロ．取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査等委員会監査等基準及び監査等委員会監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けるものとする。

ハ．内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務執行部門から独立した立場で継続的に内部統制システムの整備・運用状況についての監査及び評価を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査等委員会に適宜報告する。

ニ．取締役及び使用人の職務の執行に係る法令上疑義のある行為等について、内部通報制度を構築・運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。使用人の法令又は定款違反行為については社長が、取締役の法令又は定款違反行為については取締役会が、それぞれ具体的な処分を決定する。

ホ．反社会的勢力の排除に関しては、その基本方針・排除体制・対応方法を「反社会的勢力排除対応マニュアル」に定め、反社会的勢力を排除するための体制を構築するとともに、不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で対応する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の記録、保存及び管理状況について、監査等委員会の監査を受けるものとする。

ハ．子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会に出席し、会社の状況を報告する。又、取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関し、当社の関係会社管理規程に基づき、報告体制を整備する。当該報告資料は、当社の取締役が常時閲覧できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、当社又は子会社の経営に対する損失の危険に対処すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応の方針と体制を整備し、損失を最小限にとどめる。会社の経営リスクに対して、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、継続的に管理体制を監視し、改善を図る。

ロ. 経営上想定されるリスクの発生を未然に防止するための手続き、発生したリスクへの対応方法等を社内規程もしくは社内規則に定め、リスクマネジメントの強化を図る。
ハ. 取締役は、担当職務の執行に係る経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。本部長及び部署長は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、担当職務におけるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直すとともに、担当取締役に適宜報告する。
ニ. 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるとともに、取締役会に適宜報告する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 各取締役の職務は、取締役会決議その他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月１回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営会議等での審議を経て、取締役会で執行決定を行う。
ハ. 取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社及び子会社は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守する。又、当社と子会社間における取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
ロ. 子会社各社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自社の規模、事業の性質その他企業個性及び特性を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。子会社の規程類は、当社の規程類に準じて整備されるべきものとする。
ハ. 当社は関係会社管理規程を定め、子会社の経営管理を行うものとする。当社及び子会社各社の取締役は、適切な内部統制システムの整備が行えるよう、意見交換し相互に協力するものとする。
ニ. 当社及び子会社の内部統制システムの構築及び管理の統括部署を経営企画部とし、監査及び評価の担当部署を内部監査室とする。内部監査室は、当社及び子会社の監査を定期的に実施することと合わせて、当社及び子会社を対象とした監査を包括的に実施することで、当社及び子会社の業務全般にわたる内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。
ホ. 監査等委員会は、子会社の監査役と連携して子会社の業務執行状況を監査し、当社及び子会社の連結経営に対応した企業集団の業務の適正を監視、監督する。又、監査を実効的かつ適正に行えるよう内部監査室及び会計監査人との緊密な連携等、的確な体制を構築する。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の信頼性に係る内部統制運用実施細則」を定め、財務報告に係る内部統制に必要な仕組みを整備し、その有効な運用を行う体制を構築する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

イ．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務が適切に行われるよう、適時に対応するものとする。

⑧前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ．前号の使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、又、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

ロ．前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑨当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告するものとする。

ロ．子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに内部監査室を通じて監査等委員会に報告するものとする。

ハ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。

ニ．監査等委員会は、内部監査室と定期的に会合を開催し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

⑩監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ．監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理する。

ロ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定の予算を設ける。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員の少なくとも過半数は社外取締役とし、監査の独立性、実効性を高めるとともに、対外透明性を担保する。

ロ．監査等委員は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役等から職務執行状況を聴取し、当社の各部署及び子会社の職務及び財産の状況調査を行い、又、監査上の重要課題等について取締役と意見交換を行う。監査等委員会が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

ハ．監査等委員会は、内部監査室、会計監査人、子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。又、監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・当事業年度においては定例取締役会12回、各決算期末及び臨時に開催した取締役会６回（合計18回）を開催し、取締役会規程並びに法令及び定款の定めに基づき、経営上の重要事項の審議・決定を行うとともに、毎月、担当取締役から職務執行状況の報告を行い、取締役の職務執行の適正性を確保しております。また、当社と利害関係を有しない社外取締役、監査等委員である取締役が毎回出席をし、取締役の職務執行の状況を監視・監督しております。

・内部監査については、内部監査規程に基づき、監査等委員会及び会計監査人とも連携を図り、「業務監査」「会計監査」「組織・制度監査」「内部統制システム評価」を実施いたしました。

・監査等委員でない社外取締役及び全監査等委員は取締役会に加え、経営会議等の重要会議に出席または資料閲覧するとともに、必要に応じて業務執行取締役及び使用人から職務執行状況を聴取し、経営監督機能の強化及び向上を図っております。
・第三者機関を窓口とした内部通報制度として「社外リスクホットライン」を設置し、内部通報制度運用規程に基づき適切に運用するとともに、運用状況は取締役会において定期的に報告・確認されております。
・反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除対応マニュアル」に基づき、本社総務部が中心となって体制を整備するとともに、社内啓蒙に努めました。

②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
・業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の社内規程については、組織変更及び法令改廃に対応して適時改定するとともに、随時見直しを行い、取締役の職務執行の効率化を図っております。

③コンプライアンス強化に向けての取り組みについて
・コンプライアンスの強化に向けて、社内研修やマニュアル等により従業員等への教育・啓蒙を行うとともに、階層に応じて必要な法令遵守に関する知識習得のための研修を実施しております。
・個人情報保護については、継続的な社員教育を行うとともに、内部監査室が各部署における管理状況をチェックし、必要に応じて指導を行いました。

④企業集団における業務の適正を確保するための体制について
・子会社の経営管理につきましては「関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要事項については、当社取締役会の決裁を受ける体制を整備するとともに、当社取締役会にて、子会社取締役から各社の業務執行状況の報告を行っております。又、内部監査室は、子会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。
・各子会社の経営状態については、関係会社管理の主管部署である経営企画部が中心となり、適時に把握するとともに、定例取締役会において定期的に報告を行いました。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制について
・財務報告にかかる内部統制につきましては、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、財務報告にかかる内部統制システムを構築・運用するとともに、その有効性について定期的にモニタリングとメンテナンスを実行しております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
・常勤監査等委員は取締役会・経営会議等の重要会議への出席、稟議書等の決裁書類や業務執行に関する重要書類の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人からの職務執行状況の聴取等を行い、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
・監査等委員会は内部監査室及び会計監査人、子会社の監査役と定期的に情報交換を行い、連携して監査の実効性確保を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

本対応策は2021年６月25日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、2021年５月21日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を一部変更したうえで、継続することを決定し、以下はその内容を記載しております。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。又、最終的には株式の大量買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、前記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施してまいります。

イ．当社の企業価値の源泉

当社は、1976年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、一貫して「本気でやる子を育てる」という教育理念を掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になろうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努めております。

そして、当社の企業価値は、教育理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものであります。

当社が、かかる教育理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが具現化され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えております。

ロ．企業価値向上への取組み

当社のコア事業は学習塾経営であり、その事業運営においては「本気でやる子を育てる」という教育理念に基づき、単に志望校に合格することだけを目的とするのではなく、受験勉強を通じて、「自らの力で考え、困難を乗り越えていける子供を育てる」ことを基本方針としてまいりました。

当社としては、このような基本方針のもと、中長期の経営戦略を策定し、既存事業の拡大発展を推進するとともに、新規事業への取組みも積極的に進め、「子どもたちの未来を育む独自の価値を提供し続け、教育企業No.１を目指す」という企業目標と、当社の企業価値向上の実現を目指してまいります。

ハ．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織の構築を基本としており、内部牽制及び監督機能の充実、リスクマネジメント及びコンプライアンスの強化、正確かつ迅速な情報開示に努め、企業統治が有効に機能する体制の構築を目指しております。

これまで当社は、この基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、ガバナンスが有効に機能する体制作りに努めてまいりました。今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様（生徒・卒業生及びその保護者）、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールの遵守を徹底し、内部統制の充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

ニ．業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は多数のステークホルダーの皆様にご支持いただくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えており、中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題の一つと認識しております。

今後も、安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を更に強化するべく経営努力を継続してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2009年５月29日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の導入を決議し、直近では2018年6月27日開催の当社第44回定時株主総会において、株主の皆様に、本プランの継続をご承認いただきました。

本プランは、大量買付者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付者との交渉の機会を確保することを目的としております。そして、大量買付者が本プランにおいて定められる手続に従うことなく大量買付行為を行う場合や、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行う場合であっても、当社取締役会が当該大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、その買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する大量買付行為であると認められる場合に、当社取締役会によって対抗措置が講じられる可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものであります。

本プランの対象となる当社株式の大量買付行為とは、買付け等の結果、a. 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計又はb. 当社の株券等の公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが20%以上となる者（当該買付け等の前にa. 又はb. のいずれかが20%以上である者を含む。）による買付け等又は買付け等の提案としております。

本プランにおける対抗措置は、原則として、株主の皆様に対し、大量買付者及びその関係者による権利行使が認められないとの行使条件並びに当社が当該大量買付者及びその関係者以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得する旨の取得条項等を付すことが予定される新株予約権の無償割当てを実施するものとなっております。

本プランにおいては、対抗措置の発動又は不発動について取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会が、取締役会から独立した委員のみから構成される「独立委員会」の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定することとしております。又、独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を、株主の皆様に行っていただきます。

なお、本プランの有効期間は本株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされております。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

④前記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその理由

前記②に記載の取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、前記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

又、前記③に記載の取組みは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものであり、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

更に、本プランは、

・買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
・株主意思を重視していること
・独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
・合理的な客観的要件が設定されていること
・独立した地位にある専門家の助言を取得できること
・デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

等の理由から、前記①に記載の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

（注）１．本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率（持株比率を除く。）の表示については、四捨五入を行っております。
２．本事業報告に記載の金額には、消費税等を含んでおりません。
３．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものであります。

連結貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	第47期	第46期（ご参考）
資産の部		
流動資産	**7,798,664**	**4,085,070**
現金及び預金	5,310,679	1,894,763
営業未収入金	1,766,751	1,438,903
商品及び製品	236,045	257,327
原材料及び貯蔵品	53,169	66,833
前払費用	424,626	419,143
その他	14,470	25,263
貸倒引当金	△7,078	△17,166
固定資産	**10,787,515**	**11,238,931**
有形固定資産	**5,050,510**	**5,369,857**
建物及び構築物	7,275,978	7,165,542
減価償却累計額	△4,228,613	△3,936,947
建物及び構築物（純額）	3,047,364	3,228,595
土地	1,093,541	1,240,831
リース資産	1,306,323	1,623,257
減価償却累計額	△583,895	△939,188
リース資産（純額）	722,427	684,068
建設仮勘定	－	27,996
その他	858,214	790,963
減価償却累計額	△671,037	△602,597
その他（純額）	187,176	188,365
無形固定資産	**1,352,756**	**1,568,028**
ソフトウエア	467,595	531,366
ソフトウエア仮勘定	484	29,672
のれん	840,644	963,155
その他	44,033	43,833
投資その他の資産	**4,384,248**	**4,301,044**
投資有価証券	791,216	989,772
繰延税金資産	692,430	557,330
差入保証金	2,731,913	2,589,331
その他	179,388	182,208
貸倒引当金	△10,700	△17,598
資産合計	**18,586,179**	**15,324,002**

科目	第47期	第46期（ご参考）
負債の部		
流動負債	**4,493,521**	**3,913,561**
支払手形及び買掛金	281,392	163,782
一年内返済予定の長期借入金	61,212	63,864
未払金	729,604	731,187
未払費用	946,872	850,043
リース債務	241,055	211,366
未払法人税等	483,521	296,720
未払消費税等	366,420	273,117
前受金	716,743	803,882
賞与引当金	511,983	432,567
役員賞与引当金	14,500	－
役員株式給付引当金	－	12,465
株主優待引当金	20,594	－
その他	119,621	74,564
固定負債	**3,087,774**	**3,167,600**
長期借入金	309,510	464,500
リース債務	495,808	489,847
退職給付に係る負債	982,274	943,849
資産除去債務	1,264,666	1,243,328
役員株式給付引当金	14,082	－
従業員株式給付引当金	6,767	－
その他	14,664	26,075
負債合計	**7,581,296**	**7,081,162**
純資産の部		
株主資本	**10,776,054**	**7,865,515**
資本金	**2,014,172**	**968,749**
資本剰余金	**2,019,962**	**917,698**
利益剰余金	**6,872,149**	**6,661,786**
自己株式	**△140,229**	**△682,718**
その他の包括利益累計額	**238,828**	**377,324**
その他有価証券評価差額金	229,059	366,997
為替換算調整勘定	71	△4,173
退職給付に係る調整累計額	9,697	14,500
非支配株主持分	**－**	**－**
純資産合計	**11,004,883**	**8,242,840**
負債・純資産合計	**18,586,179**	**15,324,002**

連結損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	第47期	第46期（ご参考）
売上高	**25,453,857**	**24,611,117**
売上原価	**18,770,604**	**17,734,139**
売上総利益	**6,683,252**	**6,876,978**
販売費及び一般管理費	**5,619,058**	**5,707,943**
営業利益	**1,064,194**	**1,169,034**
営業外収益	**66,782**	**40,783**
受取利息	28	90
受取配当金	20,631	21,336
受取保険料	2,270	8,151
不動産賃貸料	9,339	–
債務消滅益	10,941	–
助成金収入	10,135	–
その他	13,435	11,204
営業外費用	**53,276**	**46,863**
支払利息	19,831	16,479
固定資産除却損	3,885	21,782
株式交付費	16,893	–
支払和解金	10,400	–
賃貸借契約違約金	–	4,846
その他	2,266	3,754
経常利益	**1,077,700**	**1,162,954**
特別利益	**25,669**	**220,462**
固定資産売却益	5,320	220,462
助成金収入	20,348	–
特別損失	**151,293**	**95,233**
固定資産売却損	11,975	7,137
減損損失	41,292	88,096
新型コロナウイルス感染症による損失	98,025	–
税金等調整前当期純利益	**952,075**	**1,288,183**
法人税、住民税及び事業税	495,350	539,898
法人税等調整額	△72,386	△24,154
当期純利益	**529,111**	**772,440**
非支配株主に帰属する当期純利益	–	–
親会社株主に帰属する当期純利益	**529,111**	**772,440**

貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	第47期	第46期（ご参考）
資産の部		
流動資産	**6,916,008**	**3,170,452**
現金及び預金	4,543,448	1,069,686
営業未収入金	1,671,760	1,345,338
商品及び製品	230,682	251,222
原材料及び貯蔵品	46,011	61,103
前払費用	414,624	409,438
その他	15,025	49,106
貸倒引当金	△5,543	△15,443
固定資産	**10,791,684**	**10,905,542**
有形固定資産	**3,873,508**	**3,971,935**
建物	6,040,686	5,870,730
減価償却累計額	△3,761,033	△3,471,743
建物（純額）	2,279,652	2,398,986
構築物	116,862	116,862
減価償却累計額	△93,670	△90,328
構築物（純額）	23,192	26,534
工具、器具及び備品	761,930	689,550
減価償却累計額	△597,207	△530,137
工具、器具及び備品（純額）	164,722	159,412
土地	683,318	683,318
リース資産	1,287,824	1,604,759
減価償却累計額	△568,145	△927,275
リース資産（純額）	719,679	677,483
建設仮勘定	－	21,296
その他	6,686	6,686
減価償却累計額	△3,744	△1,783
その他（純額）	2,942	4,903
無形固定資産	**491,207**	**568,796**
ソフトウエア	442,424	498,197
ソフトウエア仮勘定	－	27,802
のれん	10,722	4,931
その他	38,060	37,865
投資その他の資産	**6,426,968**	**6,364,810**
投資有価証券	771,757	975,242
関係会社株式	2,122,539	2,122,539
長期前払費用	159,739	162,176
関係会社長期貸付金	8,190	19,807
繰延税金資産	646,075	507,867
差入保証金	2,718,366	2,576,828
その他	11,000	13,500
貸倒引当金	△10,700	△13,150
資産合計	**17,707,693**	**14,075,995**

科目	第47期	第46期（ご参考）
負債の部		
流動負債	**4,050,939**	**3,462,215**
買掛金	276,168	155,301
リース債務	238,073	207,353
未払金	679,284	682,848
未払費用	898,642	788,874
未払法人税等	458,342	274,723
未払消費税等	334,219	244,321
前受金	532,134	610,608
預り金	49,453	53,399
賞与引当金	491,850	420,801
役員賞与引当金	14,500	－
役員株式給付引当金	－	12,465
株主優待引当金	20,594	－
その他	57,675	11,518
固定負債	**2,790,149**	**2,710,723**
リース債務	495,808	486,866
退職給付引当金	973,357	944,066
預り保証金	51,402	51,402
資産除去債務	1,248,730	1,228,388
役員株式給付引当金	14,082	－
従業員株式給付引当金	6,767	－
負債合計	**6,841,088**	**6,172,939**
純資産の部		
株主資本	**10,639,535**	**7,534,807**
資本金	**2,014,172**	**968,749**
資本剰余金	**2,019,962**	**917,698**
資本準備金	1,963,121	917,698
その他資本剰余金	56,841	－
利益剰余金	**6,745,629**	**6,331,078**
利益準備金	17,388	17,388
その他利益剰余金	6,728,240	6,313,689
別途積立金	220,000	220,000
繰越利益剰余金	6,508,240	6,093,689
自己株式	**△140,229**	**△682,718**
評価・換算差額等	**227,070**	**368,248**
その他有価証券評価差額金	227,070	368,248
純資産合計	**10,866,605**	**7,903,055**
負債・純資産合計	**17,707,693**	**14,075,995**

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	第47期	第46期（ご参考）
売上高	**23,985,886**	**23,183,098**
教育関連事業売上高	23,985,886	23,086,928
不動産賃貸売上高	－	96,170
売上原価	**17,783,214**	**16,802,766**
教育関連事業売上原価	17,783,214	16,717,298
不動産賃貸売上原価	－	85,468
売上総利益	**6,202,672**	**6,380,332**
販売費及び一般管理費	**5,222,665**	**5,304,676**
営業利益	**980,007**	**1,075,655**
営業外収益	**262,722**	**58,156**
受取利息	150	74
受取配当金	218,983	18,790
受取保険料	2,270	4,972
業務受託料	22,839	22,397
その他	18,479	11,920
営業外費用	**47,318**	**39,504**
支払利息	13,702	9,134
固定資産除却損	3,850	21,782
株式交付費	16,893	－
支払和解金	10,400	－
賃貸借契約違約金	－	4,846
その他	2,472	3,740
経常利益	**1,195,411**	**1,094,307**
特別利益	**20,348**	**219,819**
固定資産売却益	－	219,819
助成金収入	20,348	－
特別損失	**106,818**	**95,233**
固定資産売却損	－	7,137
減損損失	29,160	88,096
新型コロナウイルス感染症による損失	77,658	－
税引前当期純利益	**1,108,941**	**1,218,893**
法人税、住民税及び事業税	451,542	476,476
法人税等調整額	△75,900	△27,168
当期純利益	**733,299**	**769,585**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社早稲田アカデミー
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤恭治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　美岐　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社早稲田アカデミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社早稲田アカデミー
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　美　岐　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの2020年４月１日から2021年３月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制システムの関連部署と連携の上、重要な会議にWeb会議システム等で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月19日

株式会社早稲田アカデミー　監査等委員会

常勤監査等委員・取締役　遠　藤　　忠　雄　㊞

監査等委員・社外取締役　原　口　　昌　之　㊞

監査等委員・社外取締役　布　施　木　孝　叔　㊞

以　上

メ　モ

第47回　定時株主総会　会場ご案内図

日　　時

2021年6月25日（金曜日）午前10時～

場　　所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京　3階　「ロイヤルホール」
会場TEL：03-5285-1121

交通機関のご案内

- **都電荒川線早稲田駅**　改札を出て徒歩約3分
- **東京メトロ東西線早稲田駅**　3a出口より徒歩約10分
- **東京メトロ有楽町線江戸川橋駅**　1b出口より徒歩約15分



早稲田アカデミー

VEGETABLE OIL INK

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。